◆改正案について

◆計画等の案の背景・目的及び概要

　１　改正の背景・目的

平成２４年５月に広島県福山市で発生したホテル火災などを受け、総務省消防庁が消防法令の違反状況の調査を実施した結果、重大な消防法令違反がある建物が数多く存在していることが判明しました。このような重大な消防法令違反のある建物の情報は、消防機関が違反是正の命令を行うまで公示されません。この公示が行われるまでには相当の時間を要し、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となっています。

このことから、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度の実施について、積極的な推進を図るよう総務省消防庁から通知されました。当市においても、この制度を実施することが必要であると判断し、重大な消防法令違反のある建物の危険性に関する情報を早期に利用者等へ公表し、火災被害の軽減を図ることを目的とした条例等の改正を予定しています。

　２　改正案の概要

　　（１）　公表の対象となる建物

　　　　消防法施行令別表第１に掲げる用途のうち、下記の用途に該当する建物。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 用途 | 項 | 用途 |
| １項 | イ | 劇場・映画館等 | ５項 | イ | 旅館・ホテル・宿泊所等 |
| ロ | 公会堂・集会場 | ６項 | イ | 病院・診療所・助産所 |
| ２項 | イ | キャバレー・ナイトクラブ等 | ロ | 老人ホーム・障害者支援施設等入所施設 |
| ロ | 遊技場・ダンスホール | ハ | デイサービス等通所施設・保育園等 |
| ハ | 風俗営業等施設 | ニ | 幼稚園・特別支援学校 |
| ニ | カラオケボックス等 | ９項 | イ | 蒸気浴場（サウナ・岩盤浴） |
| ３項 | イ | 待合・料理店等 | １６項 | イ | 特定複合用途防火対象物※ |
| ロ | 飲食店 | １６の２項 | 地下街 |
| ４項 | 百貨店・物品販売店舗等 | １６の３項 | 準地下街 |

* 建物の一部に上記の１項から９項に掲げる用途があるもの。

　（２）　公表の対象となる重大な消防法令違反

　　　　消防法令で設置が義務付けられている下記の設備が設置されていないと認められたもの。

　　　　ア　屋内消火栓設備

　　　　イ　スプリンクラー設備

　　　　ウ　自動火災報知設備

　　（３）　公表する方法

　　　　越谷市ホームページへの掲載及び消防本部予防課での閲覧

　　（４）　公表する事項

　　　　ア　法令違反が認められた建物の名称及び所在地

　　　　イ　法令違反の内容

　　　　ウ　その他消防長が必要と認める事項

　　（５）　公表の時期

　　　　立入検査で違反が認められ、その結果を建物関係者に通知した日から

１４日を経過しても、なお違反が継続して認められる場合に公表します。

３　施行期日

　　　平成２９年４月１日からの施行を予定しています。